

**国立循環器病研究センター移転建替整備事業
入札説明書**

平成27年3月

国立循環器病研究センター

目 次

1	本書の定義	1
2	本件事業の概要等	1
	(1) 事業内容に関する事項	1
	(2) 本施設の立地及び規模並びに配置に関する事項	3
	(3) 土地に関する事項	4
	(4) 事業に必要とされる根拠法令等	4
3	提案に関する条件等	5
	(1) 応募者の備えるべき参加資格要件	5
	(2) 留意事項	10
4	提案手続き等	12
	(1) スケジュール	12
	(2) 応募手続き等	12
	(3) 入札手続きにおける留意事項	16
5	審査及び落札者の決定に関する事項	18
	(1) 落札者の決定方式	18
	(2) 審査主体	18
	(3) 落札者の決定の手順	18
	(4) 落札者を選定しない場合の措置	19
6	事業契約に関する事項について	20
	(1) 契約手続きに関する事項	20
	(2) 事業者の権利義務に関する制限	20
	(3) 本センターと事業者の責任分担	20
	(4) 保険	20
	(5) 支払い方法	21
7	事業実施に関する事項	22
	(1) 事業期間中の事業者と本センターとの関わり	22
	(2) 事業の実施状況のモニタリング	22
	(3) 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	23
	(4) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
8	その他	24
	(1) 参加資格の喪失	24

(2) 事業協議会の設置	24
(3) 情報公開及び情報提供	24
(4) 契約内容の公表	24
(5) 独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約情報の公開	25
(6) 入札説明書等に関する問い合わせ先	26

■別紙等一覧

別紙1 対話実施要領
 参考資料 競争契約参加心得

■添付資料等一覧

様式A 入札説明書等に関する質問提出書
 様式B 入札説明書等に関する質問書

添付資料1 様式集
 添付資料2 落札者決定基準
 添付資料3 要求水準書
 添付資料4-1 基本協定書(案)
 添付資料4-2 事業契約書(案)

以下、本入説明書並びに添付資料1、添付資料2、添付資料3、添付資料4-1、添付資料4-2を総称して「入札説明書等」という。

<用語の定義>

- 本件事業・・・「国立循環器病研究センター移転建替整備事業」をいう。
- 本センター・・・独立行政法人国立循環器病研究センターの組織をいう。
- 本施設・・・本件事業において建設される施設全体をいう。「病院」と「研究所」に大別される。
- 事業者・・・本件事業を実施する民間事業者（受注者）をいう。
- 本事業用地・・・本件事業が実施される敷地全体をいう。

1 本書の定義

国立循環器病研究センター移転建替整備事業入札説明書（以下、「本入札説明書」という。）は、独立行政法人国立循環器病研究センター（以下、「本センター」という。）が「国立循環器病研究センター移転建替整備事業」（以下、「本件事業」という。）を実施するにあたり、本件事業の事業者として、本件事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、病院及び研究所の設計及び建設に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するための一連の入札手続きについて示すものである。本件事業の入札に参加する応募者は本入札説明書の内容を踏まえ、必要な手続きを行うものとする。

2 本件事業の概要等

（1）事業内容に関する事項

ア 事業名称

国立循環器病研究センター移転建替整備事業

イ 公告日

平成 27 年 3 月 13 日

ウ 発注者

独立行政法人国立循環器病研究センター総長 橋本 信夫

エ 事業目的

本センターは、国の医療政策上特に重要とされる循環器病の克服に向けた政策の推進拠点として、病院と研究所をともに有するという組織的、機能的特長を発揮し、①循環器病にかかわる高度先駆的・専門的医療の提供、②先端的な研究開発の実施、③高度な知識と技能を有する人材の育成等について包括的にその任を担ってきたところである。独立行政法人化にあたり、病院・研究所に続き研究開発基盤センターを設置し、今後はこうした取組みに加え、新成長戦略に掲げられた「ライフイノベーションにおける国家戦略プロジェクト」に礎を置き、①政策医療の実施、②医薬品・医療機器・医療技術等の開発、③再生医療をはじめとする政策決定のための調査研究・政策立案機能、といった役割を一層強化していくこととした。

既存施設については、昭和 52 年の開設当初以来、狭隘であるとの指摘を受けつつ、数次の改修を行う中で機能の向上を果たしてきたが、現状は改修のスペースすら捻出できない状態に陥っている。このため、本センター内で様々な検討を経て、平成 25 年 10 月、移転建替事業における基本構想を策定した。

同基本構想におけるビジョンでは、①ナショナルセンターとして「循環器病の予防と制圧」の国際拠点を目指す、②オープンイノベーションの推進により、最先端医療・医療技術の開発で世界をリードする、③オープンイノベーションにより、広域・広範囲な産業活性化と雇用促進を促し、国際級の複合医療産業拠点を形成する、という 3 つの点を挙げている。

これら本センターのビジョン達成のための施設計画の策定および推進にあたっては、特に事業の早い段階において、本センターのスタッフの意向が十分に反映された計画が不可欠であるとの認識から、基本設計については本センターが主体となって実施し、実施設計および施工については、民間事業者の技術力、創意工夫等を最大限活用する事業方式を採用することとした。

オ 事業方式

デザインビルド方式（実施設計・施工一括発注方式）

カ 本件事業の内容

a. 設計業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 実施設計業務
- ・ 実施設計に伴う各種申請業務

b. 建設工事

- ・ 工事
- ・ 工事に伴う近隣対策業務
- ・ 工事に伴う各種許認可申請

c. 統括マネジメント業務

d. 開設準備・移転及び運用支援業務

e. 医療機器等の調達及びその関連業務

※業務の詳細は、「添付資料 3 要求水準書」を参照のこと。

※工事監理業務は、本センターが別途委託により実施する予定。

キ 事業期間

本件事業の事業期間は、事業契約締結の日（平成 27 年 8 月を予定）から平成 31 年度を最終期限とする。なお、事業者の提案により、本施設の完成時期（引渡し時期）

を早めることが可能であり、本センターとの協議により確定するものとする。

設計・建設期間	平成 27 年 8 月～平成 31 年 6 月
移転準備期間	平成 31 年度 (提案に基づき本センターにて決定する)
供用開始日	平成 31 年度 (提案に基づき本センターにて決定する)

ク 予定価格について

本センターは、予定価格を公表しない。

(2) 本施設の立地及び規模並びに配置に関する事項

ア 立地に関する事項

a. 所在地

大阪府吹田市吹田操車場跡地地区 (5 街区)

b. 敷地面積

30,585.17 m²

c. 建ぺい率

80%

d. 容積率

600%

e. 用途地域

商業地域

f. その他地域地区

高度地域：45m第四種高度地区 (高さ 45m)

ただし、北側都市計画道路の道路中心線から南側に 25mの範囲のみ

イ 本施設に関する事項 (基本設計完了時)

(ア) 施設規模

延べ面積	病院・研究所：114,700m ² 地下駐車場：11,080m ² 計 125,780m ²
病床数	一般病床 550 床
階数	地下 2 階～地上 10 階、塔屋 2 階

(イ) 施設構造

鉄骨造 (CFT 柱)・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造、免震構造

(基本設計完了時点における一例であり、事業者提案を求める。)

(3) 土地に関する事項

本事業用地は、本センターの所有地として、平成 26 年 3 月 31 日に独立行政法人都市再生機構より引き渡されており、現時点で、一定の埋蔵文化財調査、地質調査を実施済みである。土壌汚染は確認されていない。

(4) 事業に必要とされる根拠法令等

本事業を行うにあたり必要とされる関係条例及び関係法令等について遵守するものとする。

3 提案に関する条件等

(1) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

(ア) 応募者の構成は、以下に示す4つの形態のいずれかとする。

- ① 単独企業
- ② 特定建設工事共同企業体（特定JV）
- ③ 建設企業と設計企業のグループ
- ④ 特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計企業のグループ

(イ) 応募者が、単独企業の場合（①）は、当該企業が参加手続きを実施すること。

(ウ) 応募者が、特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）の場合（②）は、以下の点に留意すること。

- a. 特定JVは、本件事業の施工を目的として結成され、本件事業の完了により解散する2ないし3社で構成される共同企業体であること。
- b. 特定JVの代表者（以下「JV代表者」という。）の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、JV代表者以外の構成員（以下「JV構成員」という。）の出資比率は30パーセント以上であること。
- c. JV代表者及びJV構成員の変更は原則として認めない。ただし、本センターが承認した場合はこの限りでない。
- d. JV代表者が参加手続きを代表して実施すること。

(エ) 応募者が、建設企業と設計企業のグループの場合（③）は、以下の点に留意すること。

- a. 本センターの契約の相手方となる建設企業（以下、「代表企業」という。）と、当該企業から直接業務を受託又は請け負う設計企業（以下、「協力企業」という。）から構成されること。なお、代表企業は建設工事を担当するものとし、協力企業は設計業務を担当するものとする。
- b. 協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、本センターが承認した場合は、この限りでない。
- c. 代表企業が参加手続きを代表して実施すること。

(オ) 応募者が、特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計企業のグループ（④）の場合は、以下の点に留意すること。

- a. 本センターの契約の相手方となる特定JVと、そのJV代表者から直接業務を受託

又は請け負う設計企業（以下「JV 協力企業」という。）から構成されること。

- b. 特定 JV の組成については、(ウ) a、b に従うこと。
- c. JV 代表者、JV 構成員及び JV 協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、本センターが承認した場合は、この限りでない。
- d. JV 代表者がグループを代表して参加手続を代表して行うこと。

(カ) 一方の応募者又は応募者の一員として本件事業に応募した者は、他の応募者又は他の応募者の一員になることはできない。

イ 応募者の参加資格要件

応募者において、設計業務、建設工事に当たる者は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。また、応募者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。

なお、応募者が単独企業の場合は、以下の資格要件をすべて満たすものとする。

(ア) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者が複数の場合、少なくとも一者は、以下のすべての要件を満たし、その他の者は、a 及び b の要件を満たすこと。

- a. 厚生労働省における平成 25・26 年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の A 等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c. 2004 年度以降に業務が完了した、以下の実施設計実績を有すること。
 - (a) 一般病床数が 400 床以上の病院の実施設計
 - (b) 動物実験及び飼育施設を有する延べ面積 5,000 m²を超える研究施設等の実施設計

(イ) 建設工事に当たる者

建設工事に当たる者は、以下のすべての要件を満たすこと。また、建設工事に当たる者が特定 JV の場合は、JV 代表者が以下のすべての要件を満たすこととし、JV 構成員は、e 以外の要件を満たすこと。

- a. 厚生労働省から近畿ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- b. 厚生労働省から近畿ブロックにおける「建築一式工事」において A 等級に属していること。また、a の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に近畿ブロックにおける「建築一式工事」において A 等級に属していること。

- c. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- d. 2004 年度以降に竣工した、以下の建設実績を有すること。
 - (a) 一般病床数が 400 床以上の病院の建設
 - (b) 動物実験及び飼育施設を有する延べ面積が 5,000 m²を超える研究施設等の建設
- e. 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件事業に専任で配置できること。
 - (a) 2004 年度以降に、d (a) 又は(b)を満たす完成・引渡しが完了した工事で元請としての経験を有する者であること。
 - (b) 一級の建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
 - (c) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- f. 次に掲げる基準を満たす施工担当の専門技術者を本件事業に専任で配置できること。専門技術者とは、監理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。また、各分担業務分野とは、①建築・構造、②機械設備、③電気設備の 3 分野とする。なお、特定 JV の場合は、①は JV 代表者に属し、②及び③は JV 代表者又は JV 構成員に属すること。
 - (a) 2004 年度以降に、d (a) 又は(b)を満たす完成・引渡しが完了した工事で元請としての経験を有する者であること。
 - (b) 一級の建築施工管理技士、一級建築士又は同等の資格を有する者であること。

ウ 応募者の制限

- (ア) 独立行政法人国立循環器病研究センター契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第 6 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】（一般競争参加者の排除）

第 6 条 総長等は、特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

- (イ) 契約細則第 7 条の規定に該当しない者であること。

【参考】（一般競争参加者の制限）

第 7 条 総長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三 第14条に規定する交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び総長等が委託した者の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後、本条に基づく一般競争参加者の制限期間を経過していない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

七 前各号に類する行為を行なった者

2 総長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(ウ) 次の a、b 又は c のいずれかに該当する場合は参加できない。

a. 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

b. 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については、独立行政法人国立循環器病研究センター総長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

(a) 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(b) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。

(c) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。

(d) 監督又は検査の実施に当たり職員及び総長が委託した者の職務の執行を妨げた者。

(e) 正当な理由なく契約を履行しなかった者。

(f) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、bの一定期間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(g) 前各号に類する行為を行なった者。

c. bに該当する者を入札代理人として使用する者。

(エ) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基

- づき再生手続き開始の申立てをした者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (オ) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人 国立循環器病研究センター総長から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (カ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (キ) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ①生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険
- 注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (ク) 審査委員会委員と資本面又は人事面において関連がある者。資本面又は人事面において関連がある者とは、次の者をいう。
- a. 審査委員会委員が発行済み株式数の50%を超える株式を有している企業又はその出資総額の50%を超える出資をしている企業
- b. 審査委員会委員が役員となっている企業
- (ケ) 本事業に係る基本設計業務に関与している株式会社佐藤総合計画（東京都墨田区横網2-10-12）（その協力企業を含む）、若しくは、これらの者と資本面又は人事面において関連がある者。資本面又は人事面において関連がある者とは、次の者をいう。
- a. 株式会社佐藤総合計画（その協力企業を含む）の発行済み株式数の50%を超える株式を有している者又はその出資総額の50%を超える出資をしている者
- b. 当該応募者の代表権を有する役員が、株式会社佐藤総合計画（その協力企業を含む）の代表権を有する役員を兼ねている者
- (コ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与している者若しくはこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者。資本面又は人事面において関連がある者とは、次の者をいう。
- a. 「アドバイザー業務に関与している者」の発行済み株式数の50%を超える株式を有している者又はその出資総額の50%を超える出資をしている者
- b. 当該応募者の代表権を有する役員が、「アドバイザー業務に関与している者」の代表権を有する役員を兼ねている者。
- なお、アドバイザー業務に関与している者とは、次の者をいう。

- ・ 株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町 2-10-3
- ・ 株式会社共同建築設計事務所 東京都新宿区三栄町 9-9
- ・ 株式会社プラスPM 大阪市北区西天満 2-8-5
- ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 東京都千代田区内幸町 2-2-2

(2) 留意事項

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものと
する。

イ 競争参加資格に関する取り扱い

- (ア) 競争参加資格確認書類の提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 総長等は、提出された書類を、競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は返却しない。
- (エ) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

ウ 提案に伴う費用負担

応募者の提案に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

エ 提案に係る提案書類の取り扱い

(ア) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、落札者の提案書類については、
本事業において公表する場合又はその他本センターが必要と認める場合には、本セ
ンターは提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、本事業の選定結果の公
表以外には応募者に無断で使用しない。なお、提案書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に
基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方
法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行なった応募者が負う。

オ 本センターから提供する資料の取り扱い

本センターから提供する資料は、提案に際しての検討以外の目的で使用してはなら
ない。

カ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

キ 提出書類の変更禁止

応募者は、提案書類の提出後、その内容を変更することはできない。

ク 使用言語及び単位、時刻

提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

ケ 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

4 提案手続き等

(1) スケジュール

本事業の募集スケジュールは、下記のとおりである。

日程	内容
3月13日	入札公告 入札説明書等の公表
3月13日～20日	入札説明書等質問受付（随時受付）
3月17日～24日	入札説明書等質問回答日その1（随時回答）
3月20日～4月3日	参加表明書及び競争参加資格確認申請書受付
4月10日	競争参加資格確認審査結果通知日
4月10日	入札説明書等質問回答日その2
4月16日	第1回対話資料提出期限
4月23日～27日	第1回対話の実施
5月8日	第1回対話の結果の公表
5月19日	第2回対話資料提出期限
5月26日～28日	第2回対話の実施
6月4日	第2回対話の結果の公表
6月26日	提案書提出期限
7月24日	入札
7月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング
7月下旬	審査結果の公表（落札者の決定）
7月下旬	基本協定の締結
8月下旬	事業契約の締結

(2) 応募手続き等

ア 入札説明書等の問い合わせ先

独立行政法人国立循環器病研究センター
財務経理部 財務経理課 調達企画専門職
〒565-8565 大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号
電 話：06-6833-5012
E-mail： rebuilding@ml.ncvc.go.jp

イ 入札説明書等の配布方法

- (ア) 配布日時：平成27年3月13日（金）～平成27年4月3日（金）（休日を除く）
9時～12時及び13時～17時
- (イ) 配布場所：独立行政法人国立循環器病研究センター
財務経理部 財務経理課
- (ウ) 留意事項：

- a. 入札説明書等（下記 b は除く）は配付しないので、下記ホームページよりダウン

ロードすること。

URL : <http://www.ncvc.go.jp/procurement/index.html>

- b. 「添付資料3 要求水準書」の一部関係資料等については、上記の配布場所にて電子媒体にて配布する。

ウ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

- (ア) 受付期間： 平成 27 年 3 月 13 日（金）～平成 27 年 3 月 20 日（金）
- (イ) 提出方法： 「入札説明書等に関する質問提出書（様式 A）」及び「入札説明書等に関する質問書（様式 B）」に必要事項及び質問内容を記入の上、電子メールの添付ファイルとして「4（2）ア 入札説明書等の問い合わせ先」に送信すること。ファイル形式は、Microsoft Excel 2010 で対応可能なものとする。
- (ウ) 回 答： 質問及びそれに対する回答は、以下のスケジュールにて本センターホームページにて公表する予定である。
- ・参加表明及び競争参加資格確認に関する質問：平成 27 年 3 月 24 日（火）（予定）
 - ・上記以外の質問：平成 27 年 4 月 10 日（金）（予定）
- (エ) 留意事項：
- a. 質問を行った事業者名は、公表しない。
 - b. 意見の表明と解されるものについては、回答しない。
 - c. 質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものと本センターが認めたものについては、個別に回答する。

エ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出方法

- (ア) 受付期間： 平成 27 年 3 月 20 日（金）～平成 27 年 4 月 3 日（金）
9 時～12 時及び 13 時～17 時
- (イ) 提出場所：
提案書類様式集(様式 1-1～1-11)に示した競争参加資格確認申請時の提出書類に、必要事項を記入の上「4（2）ア 入札説明書等の問い合わせ先」まで持参すること。

オ 第一次審査（資格審査）結果の通知

本センターは、応募者から提出される競争参加資格確認申請書（様式 1-3）及び競争参加資格確認資料を基に、応募者が競争参加資格を満たしているか否かを確認する、第一次審査（資格審査）を実施する。

第一次審査（資格審査）の結果は、応募者の代表企業に対して、平成 27 年 4 月 10 日（金）までに書面により通知する。

カ 参加資格なしとされた場合の説明受付

第一次審査（資格審査）の結果、参加資格がないとされた者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付期間： 平成 27 年 4 月 13 日（月）～平成 27 年 4 月 24 日（金）

9 時～12 時及び 13 時～17 時

(イ) 提出場所：

説明要求の書面（様式自由）を「4（2）ア 入札説明書等の問い合わせ先」まで持参すること。

(ウ) 回 答： 平成 27 年 5 月 15 日（金）までに行う。

キ 対話の実施と結果の公表

第一次審査（資格審査）の通過者は、対話※を行うことができる。

※対話：本センターと応募者が対面形式で行うもの。時間は最大で 2.5 時間程度を予定している。

(ア) 実施期間： 平成 27 年 4 月 23 日（木）～4 月 27 日（月）

平成 27 年 5 月 26 日（火）～5 月 28 日（木）

(イ) 実施方法： 詳しくは別紙 1 「対話実施要領」を参照

(ウ) 留意事項：

- a. 対話を行った事業者名は、公表しないこととする。
- b. 応募者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものと本センターが認めたものについては、対話結果を公表しない。

ク 提案書の受領の日時及び場所

本センターは、競争参加資格確認審査を通過した応募者から、次により提案書類を受領する。なお、提案書類の作成方法については、「添付資料 1 提案書類様式集(様式 3-1～様式 8-2)」に従うこととする。

(ア) 受付日： 平成 27 年 6 月 26 日（金）

午前 9 時～12 時及び 13 時～17 時

(イ) 提出場所：独立行政法人国立循環器病研究センター 財務経理部 財務経理課

ケ 郵送による提案書の受領期限及び場所

平成 27 年 6 月 26 日（金）15 時までに「4（2）ア 入札説明書等の問い合わせ先」に必着すること。なお、表に「国立循環器病研究センター移転建替整備事業 提案書類」と朱書きし、配達証明付とすること。

コ 入札及び開札の日時及び場所等、入札方法等

(ア) 入札書の受領期限

- a. 日時： 平成 27 年 7 月 24 日（金） 17 時 00 分
- b. 場所： 〒565－8565
大阪府吹田市藤白台 5－7－1
独立行政法人国立循環器病研究センター財務経理部財務経理課に持参すること。（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、入札期限までに担当部署に必着すること。）
- c. その他： 競争入札の執行に当たっては、総長からの競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(イ) 入札方法等

- a. 入札書(様式 9-1・9-2)は持参又は郵送(書留郵便に限る。) すること。電送による入札は認めない。
- b. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- c. 総合評価落札方式のため、原則、再度入札は行わない。ただし、全ての入札者の入札価格が予定価格を超えたときはこの限りではない。

(ウ) 入札書提出後の引換等の禁止

入札者はその提出した入札書の引換変更又は取消をすることができない。

(エ) 入札書の無効

下記の事項に該当するものは無効とする。

- a. 競争参加資格がない者が提出したもの。
- b. 所定の様式によらず捺印がないもの。
- c. 入札書記載金額の不明確なもの。
- d. 入札書記載金額を訂正したもの。
- e. 競争参加者（代理人を含む）の氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名）が判然としないもの。
- f. 誤字・脱漏・汚染・塗抹等により大切な文字の不明確なもの。
- g. 競争参加資格確認における提出資料を期限内に提出しないもの。

- h. 明らかに談合によると認められるもの。
- i. 談合情報等に関する事情聴取を求めた際、それに応じない者が提出したもの
- j. 談合等の事実がないことを確認する書面の提出を求めた際、それに応じない者が提出したもの。

サ プレゼンテーション・ヒアリング

- a. 日時： 平成 27 年 7 月下旬（土日を含む）のうち 2 時間を予定
- b. 場所： 独立行政法人国立循環器病研究センター内会議室

シ 開札

- a. 日時： 平成 27 年 7 月 31 日（金） 14 時 00 分
- b. 場所： 〒565-8565
大阪府吹田市藤白台 5-7-1
独立行政法人国立循環器病研究センター内会議室

ス 落札者の決定

提案書類の審査結果をもとに落札者を決定し、応募者に通知する。

(3) 入札手続きにおける留意事項

ア 一般的注意

- (ア) 提案書を持参の場合は、予め電話で連絡の上、持参すること。グループで参加する場合は代表企業が持参すること。
- (イ) 応募に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- (ウ) 競争参加資格確認を受けた応募者が本事業への提案を辞退する場合は、辞退届（様式 1-11）を提案書等の提出先宛てに送付するものとする。

イ 提案無効に関する事項

競争参加資格確認基準日から落札者の決定日までの期間に、応募者の制限に該当するか、もしくは次のいずれかに該当する提案は無効とする。ただし、本センターが承認した場合はこの限りではない。

- (ア) 競争参加資格確認基準日以降提案書提出日までに不渡手形又は不渡小切手を出した代表企業を抱える応募者が行った提案
- (イ) 参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った提案
- (ウ) 参加資格のない者又は競争参加資格確認通知書を受領しなかった者の提案
- (エ) 応募者又はその代理人が 2 つ以上の提案書を提出した提案

- (オ) 2人以上の者が同一の者の代理をした提案
- (カ) 応募者が他の応募者の代理をした提案
- (キ) 記名押印を欠いた提案
- (ク) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な提案
- (ケ) その他提案に関する条件に違反した又は本センター担当者の指示に従わなかった者の提案

ウ 入札保証金等

入札保証金の納付は免除する。そのほか、参考資料「競争契約参加心得」を参照とすること。

5 審査及び落札者の決定に関する事項

(1) 落札者の決定方式

本センターは、本件事業の落札者として、本件事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、病院及び研究所の設計及び建設に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、本件事業の落札者を技術提案評価型総合評価落札方式により決定する。

なお、落札者の決定方式の詳細については、「添付資料2 落札者決定基準」を参照すること。

(2) 審査主体

技術提案評価型総合評価落札方式により落札者を決定するにあたり、学識経験者、本センター職員で構成する、移転建替整備事業（設計・施工一括発注方式）の事業者選定に係る委員会（以下、「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。

審査委員会の委員は、「添付資料2 落札者決定基準」を参照すること。

(3) 落札者の決定の手順

ア 審査手順

審査は、以下の手順により行うこととする。

(ア) 第一次審査（資格審査）

本センターは、応募者からの参加表明書及び資格審査に必要な書類をもとに、参加資格要件の具備、業務を担当する協力企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

(イ) 第二次審査（基礎審査）

本センターは、各応募者から提出された技術提案書について、その内容が業務要求水準書に示す要求水準を満たしているかどうかを確認する。技術提案書の内容が要求水準を満たさない場合は失格とする。

(ウ) 第二次審査（提案審査）

審査委員会は、各応募者から提出された技術提案書の内容について、入札説明書と併せて公表する落札者決定基準に基づき審査する。なお、審査の過程においてヒアリングを実施する。

イ 落札者の決定

本センターは、第二次審査（提案審査）の結果と入札価格から総合評価点を算定し、総合評価点が最も高い提案を行った者を落札者として決定する。

ただし、①入札した価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、②契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき

は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い提案を行った者を落札者とすることがある。

ウ 選定結果の公表

本センターは、落札者を決定した場合、その結果を本センターホームページ等により公表する。

(4) 落札者を選定しない場合の措置

事業者の募集及び落札者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

6 事業契約に関する事項について

(1) 契約手続きに関する事項

ア 基本協定の締結

落札者決定後、本センターと落札者は速やかに基本協定を締結する。

イ 契約の締結

本センターは、落札者と事業契約に関する協議を行い、事業契約を締結する。特に、提案内容及び入札価格の内訳（請負代金内訳書）について協議を行う。

(2) 事業者の権利義務に関する制限

ア 事業者の事業契約上の地位

本センターの承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

イ 債権の譲渡

事業者は本センターの承諾なしに債権を譲渡することはできない。

ウ 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者は本センターに対して有する債権に対し、本センターの承諾なしに質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。

(3) 本センターと事業者の責任分担

ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし本センターが責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本センターが責任を負うものとする。

イ 責任分担

本センターと事業者の責任分担は、「添付資料4-2 事業契約書（案）」によることとする。

(4) 保険

事業者（事業者と請負又は委託契約を締結する協力企業を含む。）は、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものと

する。

ア 設計期間

設計業務に関して、次の保険を付保することとし、その保険期間は当該業務開始から完了日までとする。

(ア) 履行保証保険

イ 建設期間

建設工事に関して、次の保険を付保することとし、その保険期間は工事着工日から施設竣工日までとする。

(ア) 建設工事保険

(イ) 第三者賠償責任保険

(ウ) 履行保証保険

ウ 供用開始準備期間

その他業務に関して次の保険を付保することとし、その保険期間は業務開始日から供用開始日までとする。

(ア) 第三者賠償責任保険

(5) 支払い方法

請負代金は、設計業務完了後及び建設期間中の複数回にわたって支払う。詳細は、「添付資料4-2 事業契約書(案)別紙3」を参照のこと。

7 事業実施に関する事項

(1) 事業期間中の事業者と本センターとの関わり

- ア 本事業は、事業者の責任において実施される。また、本センターは本入札説明書等に示された方法により、事業実施状況のモニタリングを行う。
- イ 原則として本センターは事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務を担当する協力企業等と直接連絡調整を行う場合がある。
- ウ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、本センターと事業者は誠意を持って協議する。

(2) 事業の実施状況のモニタリング

ア 本事業の実施状況のモニタリング

本センターは事業実施にあたり、自らモニタリングを行うことができる。その場合の方法は、以下を予定している。

(ア) 実施設計時

本センターは、事業者によって行なわれた実施設計が、事業契約に規定した水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(イ) 工事施工時

本センターは、工事監理者をして、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理を実施し、定期的に工事施工、工事監理の状況の確認を行う。また、本センター及び工事監理者が要請したときは、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

(ウ) 工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で本センターの確認を受ける。この際、本センターは、施設の状態が事業契約に規定した水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、事業契約に規定した水準を満たしていない場合には、本センターは補修又は改造を求めることができる。

イ 費用の負担

本センターによる事業の実施状況のモニタリングのために事業者が行う協力、報告又は確認等に係る費用は、事業者の負担とする。

本センターが実施するモニタリングに係る費用は、本センターの負担とする。

(3) 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本センターと事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(4) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続に懸念が生じた場合や、継続が困難となった場合

本センターは、事業契約の定めに従い、事業者に対する注意・改善勧告、協力企業の変更又は事業契約を解除することができるものとする。

イ 本センターの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

ウ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他本センター又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本センター及び事業者双方は、事業継続の可否について協議し、一定の期間内に協議が整わない時は、本センター又は事業者は事業契約を解除することができる。

8 その他

(1) 参加資格の喪失

落札者の決定から事業契約の締結までに、代表企業が、入札説明書において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、本センターは、事業契約を締結しないことができる。

(2) 事業協議会の設置

本センター及び事業者は、本事業の実施に関して協議を行うことを目的として、本センター、事業者、その他本事業に関係する第三者を含めた事業協議会を設置することを予定している。

(3) 情報公開及び情報提供

情報提供は、適宜、本センターホームページ等において行う。

(4) 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約の相手方等について、契約細則第42条の規定に基づき、当センターホームページにおいて公表する。

【参考】(契約に係る情報の公開)

第42条 センターの支出の原因となる契約であって、予定価格が100万円（賃借料又は物件の借り入れの場合は80万円）を超える契約（第29条第2号の規定により契約した場合を除く。）を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項をホームページにおいて公表しなければならない。

一 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量

二 総長等の氏名、名称及び所在地

三 契約を締結した日

四 契約の相手方の氏名及び住所

五 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争の別によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）

六 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又はセンターの事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）

七 契約金額

八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率小数点以下第二位を四捨五入する。）（予定価格を公表しない場合を除く。）

九 随意契約によることとした理由（随意契約を行った場合に限る。）及び会計規程等の根拠条文

十 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人にセンターの常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数

十一 その他必要な事項

前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。

（５）独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約情報の公開

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、以下のとおり、本センターとの関係に係る情報を本センターのホームページで公表する。よって、所要の情報の本センターへの提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は契約の締結すること。

なお、本件事業への応札又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

○本センターが公表の対象とする契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 本センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 本センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

○本センターが公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 本センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（本センターOB）の人数、職名及び当センターにおける最終職名
- ② 本センターとの間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める本センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

○本センターに提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している本センターOBに係る情報（人数、現在の職名及び本センターにおける最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び本センターとの間の取引高

○公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

○その他

応札又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない場合は、その名称等を公表することがある。

（6）入札説明書等に関する問い合わせ先

独立行政法人国立循環器病研究センター

財務経理部 財務経理課 調達企画専門職

〒565-8565 大阪府吹田市藤白台 5-7-1

電 話 : 06-6833-5012

E-mail : rebuilding@ml.ncvc.go.jp